

外交制度改革と在外公館

——日露戦争後の人事制度改革を中心として

箱 田 恵 子

は じ め に	269
I 先行研究と問題点	270
II 外務部の組織と人事制度	274
III 日露戦争後の人事制度改革（1906～1907年）	279
お わ り に	287

は じ め に

20世紀初頭、中国の政治・行政制度は大きな転換期をむかえた。1901年に始まる光緒新政では、制度改革のため政務処を設置、外務部や商部など新たな官庁が設立された。さらに、日露戦争の衝撃により、1905年から1906年にかけて海外政治視察団が派遣され、その報告と提案を受けて、清朝は立憲政体の採用を決定した。そして、その準備のためにまず着手されたのが中央と地方の官制改革であった。また、1905年には科举が廃止され、帰国留学生など新式人材の登用が進んだ。

この重大な転換に対し、従来の研究では、立憲制の導入過程に主要な関心が払われてきた。一方、新政期の官制改革の歴史的意義を、新政以前の状況、つまり太平天国期以来おおきな変容を遂げていた清朝官僚制度の状況や特質との関連性から捉えようとする動きが起こっている。

太平天国期以降の行政機構・官僚社会に生じた最大の変化は、地方督撫の権限拡大による地方分権化と、それを促した幕友など体制外制度の膨張、および「局」「所」などと呼ばれる臨時的機関の増加である。社会の変化に伴い日ごとに増大する行政の必要に対応したのが、この体制外的・臨時的制度・機関であり、その拡大・膨張は体制内制度との矛盾を深め、両者の調整を不可避のものとした。近年の研究は、1907年の地方官制改革によ

る総督・巡撫衙門の幕職設置をこうした文脈の中で捉える⁽¹⁾が、この時期の改革に含まれる、時代の変化に応じて拡大した体制外制度を正規の官制体系の中に取り込み、近代的行政機構の一環として定置した側面を無視することはできない。つまり、これら体制外制度に附随した多くの限界・弊害という負の遺産も含め、19世紀後半におこった行政・官僚制度における変化は、光緒新政期の改革に多大な影響を及ぼしていたのである。

こうした点は、地方行政機関だけでなく外政機関についても当てはまる。19世紀の中国において、外交は「洋務」の一部であり、「洋務」という新しい時代の要請に対応したのは、幕友制度や「局」「所」などの体制外的・臨時的制度であった。総理衙門自体が臨時的機関として出発し、また地方督撫のもとには洋務委員・洋務局が設置され、渉外事務に応じていた。在外公使に相当する出使大臣もまた臨時の欽差官であり、北京に実職を保有する官僚が兼任する形で任命された。また、出使大臣は総理衙門と対等の関係にあり、その随行員によって構成される在外公館は、幕府や「局」などと同様の性格を有していたのであり、近代国家における外務省と在外公館のような直属関係にはなかった。

こうした状況に対し、外務部期には、外政担当者の専門性・専門性を高め、近代的行政機関を目指す様々な改革が実施された。しかし、例えば1907年以降に袁世凱のもとで実施された外務部人事の刷新が、「正規の官僚制度と私的庇護体系の結合」と評されるように⁽²⁾、洋務期の幕友制度の延長上においてこれを捉える必要がある。そこで本稿では、外務部期の諸改革のうち、日露戦争後の1906年から1907年にかけて実施された外交人材の養成・登用に関わる改革を取り上げ、洋務期からの連続性を重視する視点から、その意義を問い直すこととする。

I 先行研究と問題点

1 問題の所在

1901年7月、清朝は総理衙門を改組して外務部とした。総理衙門は大臣をはじめ章京も兼任であり、外政機関としての専門性も専門性も確立していなかったのに対し、義和団事件ののち、列強からの要請を受けて設立された外務部では、その当初より、責任ある外政機関としての専門性・専門性を備えた組織・制度が目指された。こうした外務部の組織・制度面に対する先行研究⁽³⁾の評価はおおむね高く、外務部を中国最初の正式な外政機関とみなし、そのもとでは総理衙門の制度的問題点を改め、中華民国の外交部につながる近代的行政機関の基礎が築かれた、とする。

中でも特に注目を集めてきたのは、1906年から1907年にかけて実施された外務部およ

び在外公館の人事に関する一連の改革である。儲才館の設置による外交人材の養成、公使（出使大臣）以下の在外公館員の実官化、外交官の昇進ルートの確立、などこの時に実施された人事制度改革は、清朝の外政担当官の専門性・専門性を高め、民国期における職業外交官の活躍に道を開いたものとして、重視されてきた。

筆者もこの時の改革が有した重要性、とくに民国期の外交官との連続性を重視する立場に異を唱えるものではない。だが、先行研究の評価には、以下の2点について問題があると考えている。

第一に、先行研究は関連する上奏文や章程の内容の検討に止まり、この改革の実施状況、とくに在外公館における人事の実態にまで分析が及んでいない。これまでの研究では、改革前後の在外公館の構成員を截然と分かち、両者を対比的に捉えるのが一般的である。つまり、改革以前の在外公館員とは、コネによりポストを得た外交の素人集団であり、改革後の在外公館員は、外務部により正規に任用された、専門知識を有する外交官である、という理解である。こうした理解は、総理衙門期の在外公館に対する認識不足に由来し、ステレオタイプ的な理解との批判を免れない。にもかかわらず、先行研究は上奏文や章程にのみ依拠して、改革前後の人事状況の断絶面を強調してきた。筆者はすでに総理衙門期の在外公館の実態を明らかにし⁽⁴⁾、従前のステレオタイプ的理解の克服に努めてきた。こうした総理衙門期の実態と改革後の状況とを比較することで、この改革によって何が変わり、何が変わらなかったのか、つまりこの改革のもつ真の意義を明らかにすることができよう。

第二点目は、1907年の改革の端緒となった駐仏公使・劉式訓の提案と、儲才館設置との関係性にかかわる問題である。1906年に劉式訓は、西洋の外交官制度にならった在外公館員の任用方法・昇進ルートの確立を求め、さらに外交人材の養成のため、外務部より「外交生」を選抜し、在外公館において外交官としての実地研修を受けさせることを提唱した。この建議を受け、外交官の専門化を促す人事制度改革が実施された。先行研究では、この劉式訓の提起した「外交生」制度と外務部に附設された「儲才館」とを特に区別せず、甚だしい場合には「儲才館」の設置は劉式訓の提案によるとの誤謬を犯している⁽⁵⁾。

実際には、儲才館の設置は1906年初めに外務部より提起されたものであり、その章程を作成したのは、当時、外務部候補員外郎であった張元済だった。進士出身の張元済は、かつて総理衙門章京を務め、のち出版・教育事業に従事していた。一方の劉式訓は、京師同文館を卒業後、1894年に洋、ヨーロッパの清国公使館で翻訳官や参贊官として外交活動に従事し、1905年に駐仏公使を拝命した⁽⁶⁾。両者は出身も経歴も異なるだけでなく、外交人材養成の理念においても大きく考えを異にした。先行研究では、そうした両者の違いが全く等閑視されているが、しかし、こうした両者の相違は、科挙の伝統を有する中国

において、外交官という高度に専門的でかつ実務経験が要求される職業の確立を考える上で、軽視できない重要性を含んでいる。さらに、両者の人材養成計画は、外務部と在外公館のそれぞれの立場から立案されており、中国近代外交を特徴づけている中央（外務部）と地方（在外公館と地方交渉機関）との関係にも関わる問題であった。

以上の2点の問題を中心として、日露戦争後の1906年から1907年に実施された人事制度改革の意義を問い直すのが、本稿の目的である。また具体的な考察にあたっては、筆者がこれまでに行った総理衙門期の在外公館に関する研究によって得られた知見に基づき、以下に説明する2つの視点から分析を加えるものとする。

2 本稿の視点

清朝は1876年に最初の在外公館をロンドンに開設した。以後、日本、アメリカ、ロシアなど主要国に公使館を開設、またシンガポールや日本、アメリカなどには領事館も設置した⁽⁷⁾。清朝では公使館員と領事館員には人事的な区別はなく、両者はともに公使の随行員として、その人事権は公使に委ねられた。この随行員団を本稿では「在外公館員」と呼ぶ。在外公館員は参贊官（参事官）、領事官、随員（下級館員）、翻訳官（通訳官）、翻訳学生（通訳見習い）より構成された。この在外公館員に対しては、先にも述べたように、コネ人事による素人集団という否定的な評価が先行し、特に総理衙門期については「ほとんどが出使大臣とともに出国・帰国したため、彼らの経験が継承されていくシステムが確立していなかった」と見なされてきた⁽⁸⁾。

しかし、筆者は1876年から1894年までの間に在外公館に勤務した400名以上の経歴を調査し、こうした通説的イメージとは異なる在外公館の実態を明らかにした⁽⁹⁾。そしてそこで得られた知見から、外務部期の人事改革を再考するにあたり、次のような2つの視点を提示したい。

第1点は、在外公館と中国国内の洋務機関との人事面での類似性・共通性である。在外公館員の人事権は公使にあり、また候補官の収容先という点でも、地方督撫が人事権を握る国内洋務機関と類似していた。外交は「洋務」の一部であり、洋務という新しい時代の要請は、幕友制度や局などの体制外的・臨時的制度の拡大・変容によって対応された。体制外的・臨時的な対応であったがために、洋務には多くの限界や弊害が伴ったが、一方で、体制外的・臨時的であったからこそ、地方督撫に現実的な対応を可能とさせ、次の時代を担う実務担当者を養成・登用しえた側面もある。在外公館の設立という新しい動きも、臨時的・現実的な手段で対応され、このため、地方の局と同様の限界・弊害を伴うこととなった。しかし、その一方で、在外公館には多くの外国語学校出身者や留学生などが「翻訳官」

「翻訳学生」として勤務し、在外公館での実務経験を積んでいた。その中から、職業的外交官となるものが登場することとなる。陸徴祥、劉式訓、胡惟徳らはその典型であるが、翻訳官から始まって、外交官としての階梯を累進していくキャリアパターンの原型は、じつは日清戦争以前にすでに形成されていたのである。

ただし、それは制度的に確立されたものではなく、外交の現場における現実的な対応の結果であった。また、外交官としての専門性が確立していたわけでもなかった。在外公館員の中には、帰国後に地方督撫のもとで洋務事業に当たるものが少なくなく、両者の間を行き来するものも見られた。そうした意味でも、在外公館と地方洋務機関とは共通性を持っていた。また、在外公館の人的構成や人材養成のあり方には、日本、アメリカ大陸、ヨーロッパの各地域ごとに特徴が認められ、この点も注意が必要である。

いずれにせよ、こうした在外公館の地方洋務機関と類似・共通した性格・機能の存在を前提とし、それが日露戦争後の改革によりいかなる変化を遂げたのかを問う、そうした視点が求められよう。

第2点目は、清末中国には外交人材の養成に関して二種類の異なった理念が存在していたこと、そして両者は在外公館が有していた研修機能に対してもそれぞれに異なった認識を示していたことである。

「洋務」人材養成のため、京師同文館をはじめとする教育機関が設置されたが、これらは外国語をはじめとする「専門技術」を取得するための機関であり、高級官僚の養成まで想定したものではなかった。「同文館は外交官を養成したのではなく、たんに新式の「通事」を養成したにすぎない」⁽¹⁰⁾と言われる所以である。知識人一般の態度として「洋務」を語ることを潔しとしない風潮があり、このため「洋務」は「新式通事」などの実務人材に委ねられた。在外公館でも、公使には外国語能力は求められなかったので、多くの翻訳官が実務に当たっていた。

しかし、1880年代に入り、「洋務」や「西学」の重要性が知識人の間で広く認識されるようになると、在外公館員の中に一定数の正途出身者を派遣するよう求める意見が相次ぐ⁽¹¹⁾。これらの提案は、在外公館が有していた研修機能に着目したものだが、このことは在外公館で実務経験を積んできた翻訳官たちの社会的地位の上昇を意味するものではない。むしろ、彼らを「新通事」と見なす認識はそのままに、彼らとは責務を異にし、将来の重任を担うべき正途出身者に海外研修を受けさせ、それを制度として確立しようとしたものである。これらの提言を受け、1890年ごろより在外公館には総理衙門章京が1、2名づつ派遣されるようになるが、その在外勤務は3年、あるいはもっと短い期間に過ぎなかった。ここには、外政に携わる高級官員に求める能力として「技術（実践）」よりも「学問」

を重視する姿勢が見える。ともあれ、現場の対応に依存していた外交人材の養成は、総理衙門章京の海外派遣という形で、むしろ中央よりその制度化が着手された。

その一方で、在外公館などでの実務経験を通じて養成される人材を重視する動きも、同時に起こっていた。薛福成は「中外を連絡する通訳人材」の養成・奨励を主張し⁽¹²⁾、許景澄は翻訳官の陸徵祥に将来の外交官たるべく指導を施した⁽¹³⁾。これらは有名な事例だが、外国語学校出身の学生らを任地の大学等で学ばせることはしばしば行われた。とくに日清戦争後、伍廷芳と羅豐祿の駐米・駐英公使任命を機に、公使に求められる能力として外国語が次第に重要視されるようになる⁽¹⁴⁾。そして、実際に職業外交官を生み出したのは、在外公館で実務経験を重ねた翻訳官出身者たちであった。

このように、「技術（実践）」と「学問」との対比、あるいは中央と在外公館との立場の相違を背景として、清末中国では外交人材養成に関し二通りの立場が存在した。先に言及した張元済と劉式訓の相違はこれと関連している。そうした立場の相違が日露戦争後の人事制度改革にどのような影響を与えたのか、こうした視点からの問いかけが必要である。

本稿は、以上のような視点より、1906年から1907年の人事制度改革の意義を再考するものであるが、まず次章では、設立当初の外務部の組織と人事制度の特徴を整理し、総理衙門期との連続面と変容面を明らかにする。そうすることで、1906年から1907年の改革の意義がより明確になるからである。

Ⅱ 外務部の組織と人事制度

1 外務部の組織・人事制度とその実態

外務部の組織は、その前身である総理衙門との明白な対比のもとに編成されている。

まず、臨時的機関であった総理衙門に対し、外務部は「六部の前」に配置される常設の官庁であった。その首脳部についても、総理衙門の王大臣が他官との兼任であったのに対し、外務部は総理事務大臣一人（慶親王）、会辦大臣二人（王文韶・瞿鴻禨）、左右侍郎各一人（徐壽朋・聯芳）の「員缺を特に設」け、「以って責成を専らにし」ている（（ ）内は設立時⁽¹⁵⁾）。三人の大臣は親王、軍機大臣からの選抜であり、左右侍郎には外交実務に従事した経歴を有し、少なくとも一人は必ず外国語を解する人物が任命された。こうした首脳部の構成は、義和団事件後の講和交渉のなかで列国より提示された要求を受け入れたものである⁽¹⁶⁾。義和団事変の衝撃冷めやらぬなか、西洋国際社会の外交方式に則った、責任ある外政機関の設置という列国の要求に応えたのが、この外務部の組織であった。

部内の組織・人事制度に関しても、スタッフの専従性の保証という原則が貫かれている。

まず組織を見てみよう。その内部組織は六部の司員の例に倣ったものとなっているが、外務部独自の制度もある。まず、侍郎の下には総理衙門総辦章京に相当する左右丞（正三品）各一人、左右参議（正四品）各一人が置かれ、部務を総轄した。部務は和会・考工・推算・庶務の四司によって分担され、各司には郎中（正五品）二人、員外郎（従五品）二人、主事（正六品）二人、および額外行走が置かれた⁽¹⁷⁾。

さらに、外務官僚としての専門性を保証するため、外務部部内での昇進制度も整備された。ここで重要なのが丞・参議の位置づけである。この点について、王立誠は次のように指摘している。従来の六部では、侍郎と郎中の間に三、四品の職官はなく、昇進階梯の途絶により専門的な官員を養成するに至らなかった。一方、総理衙門では大臣・章京ともに正式な職官ではなく、品秩の規定も厳格ではなかったため、章京から総辦章京への昇進や、総辦章京から大臣への諭旨による任命が行われ、いわば部内における司員から堂官への昇進が実現していた。外務部ではこの総辦章京を丞・参議として三、四品の正規の官職とし、司員と堂官との官階を連結し、部内における昇進階梯が設けられた。つまり、員外郎・郎中から参議・丞を経て侍郎にまで累進することが、制度上は可能となったのである⁽¹⁸⁾。

かつて、駐英・仏・伊・白公使の薛福成は西洋の外政機関を評して

西洋諸国の外務を經理するに、専門の名家を用いざること莫し。内は則ち外部司員より大臣に洊升し、外は則ち隨員・領事より公使に洊擢し、往々数十年 其の途を改めず⁽¹⁹⁾。

と述べたが、1901年の章程の規定はまさにこの西洋諸国の制度に対応している。外政担当者の専門化という点で、先行研究が外務部のこの人事制度を高く評価する所以である⁽²⁰⁾。

だが、丞・参議の設置がたとえそのような意図からなされたものであったとしても、それが実際にどのような機能を果たしたのかは別の問題である。それは人事の実態によって確認されなければならない。幸い、台湾故宫博物院所蔵の史料や『申報』の記事から外務部設立時の丞・参議および司員の計28名全員の名前が確認できる⁽²¹⁾。また、『清代職官年表』や『大清摺紳全書』より外務部の全期間（1901～1911）を通じて、外務部丞・参議・司員の人事異動の状況が把握できる。これらの史料を整理・分析してみると、1906年の前後における丞・参議の性格の違いが見えてくる。

丞・参議に任命された人物を、その任命時点を基準に1906年前後で分けてみると、それぞれの集団の性格は大きく異なっている。まず1906年以前の状況を整理しよう。

1906年以前に丞・参議に任命されたのは8人、そのうち伍廷芳を除き残り7人はすべて外務部設立時点の丞・参議および司員である。彼らの経歴からは、司員から参議そして丞へという昇進がすでに通例化していたことが分かる。だが、丞から侍郎への昇進は1例のみで⁽²²⁾、丞から侍郎への昇進が通例となっている1906年以後と対照的である。なぜならそれは、外務部設立時の丞・参議および司員はみな総理衙門章京であったからである。伝統的な教育を受けた正途出身の総理衙門章京のなかには、外交の実務経験（具体的には出洋経験の有無が基準と思われる）を有し一人は必ず外国語を解すること、という侍郎任命の基準を満たすものはほとんどいない⁽²³⁾。元総理衙門章京の彼らのほうでも出洋には消極的であり、従来通り地方官や他の中央官庁に転出するものが多かった。28人のうち21人までが転出しており（地方官への転出が5人、他の中央官庁への異動が5人、転出先不明が11人）、外交に従事し続けたものは7人。そのうち3人は後に公使や侍郎に累進したが、それが汪大燮、雷補同、鄒嘉来であり、この3人は1906年以前に丞・参議に任命された8人に含まれる。

先行研究はこの3人の経歴を以って外務部における専門的外交人材の養成の証左とするが、逆にこの3人以外に1906年以前の外務部司員が公使や侍郎となった事例はない。1906年以前では、外務部司員の採用は相変わらず京官の考試によっており、帰国留学生など新式人材が外務部司員に採用されるようになるのは1906年以後のことである。つまり、1906年以前の外務部司員（以後、便宜上「旧司員」と呼ぶ）は、実質的には総理衙門章京の延長に過ぎなかった。この点については次節でさらに検討を加える。

次に、1906年以後の丞・参議について見てみるが、この時期の改革については第三章で論じるので、ここでは簡単に触れるにとどめる。1906年以後に丞・参議に任命されたのは15人、そのうち旧司員に分類されるのは4人のみ（うち2人は雷補同と鄒嘉来）、残り11人は帰国留学生などの新式人材である。ここに、1906年以降の改革による外務部人事の刷新が看取される。また、丞から侍郎への昇進も通例化していた。しかし、この時期の丞・参議の特徴として重要なのは、先行研究も指摘するとおり、その人数の多さと個々の就任期間の短さである⁽²⁴⁾。侍郎への昇進、他の官庁や地方への転出、公使として出洋など事情は様々だが、この時期は人事異動が激しく、特に1908年から1909年に集中している。ここから、この時期の丞・参議のポストは、王立誠の強調するものとは別の機能を有していたことが予想される。この点については第三章で改めて論じたい。

以上のように1906年以前の外務部は、制度のうえでは総理衙門との相違が強調されたが、内部の人的構成の面では依然として総理衙門の延長上にあった。そうした側面は、次にみる在外公館との関係においてより顕著であった。

2 在外公館との関係

一国の外政機関として、本国の外務省と同様に重要なのが在外公館である。だが、総理衙門が外務部に改組されたのに対し、在外公館の体制外的・臨時的な洋務機関としてのあり方に変更は加えられなかった。1906年から1907年の改革以前においては、公使以下の在外公館員の実官化は行われず、公使の人事権もそのままであった。わずかに1901年の章程が外務部司員から在外公館への派遣について規定しているに過ぎない。そこでは丞・参議を「備出使大臣之選」、郎中・員外郎・主事を「備参賛・領事・随員之選」とし⁽²⁵⁾、彼らに原缺を保有したままの出洋を認めている⁽²⁶⁾。一方、在外公館員の人事や、在外公館から外務部への人材の異動に関しては、全く言及されていない。

こうした状況に対し、1902年4月に張之洞・劉坤一・袁世凱は連名で上奏を行い、外務部と在外公館との人材の相互異動や、在外公館員の実官化を求めた⁽²⁷⁾。これに対する外務部の回答は次のようなものであった。まず外務部司員の採用について、京師大学堂仕学館で京官の再教育が行われていることから、従来通り京官の考試による方法で問題ないとし、ただ人材を広く集めるため、在外公館員や遊学・留学経験者などをその上官が推薦することは認めた。在外公館の人事については、章程にすでに規定があるので外務部司員からの派遣は認めたが、積極的にこれを推進するものではなかった。また、適当な人材がいれば京外各官から広く推薦を受け付けるとするが、公使の人事権を制限するものではなかった。むしろ遠い異郷での活動を円滑に行うには、公使に部下の人事権を委ねるほうが良いとの考えであった。在外公館員の実官化についても、その必要を認めなかった⁽²⁸⁾。

外務部の回答からは、在外公館の存在や外交人材の登用が「制度化」の埒外にあることが分かる。外交人材の登用はあくまで臨時的・個別的な推薦（保举）によってなされるもので、それは「洋務」のあり方そのものである。

「制度化」があったとしても、それは中央から在外公館への派遣に関してのみであり、それも決して多くは行われなかった。先にも述べたように、外務部の丞・参議・司員には原缺を保有したままの出洋が認められていたが、例えば設立時の28人のうち、在外公館に派遣されたのは3人のみで、うち2人は公使となった汪大燮と雷補同である⁽²⁹⁾。在外公館の人的構成を見ても、各公使のもとに外務部から派遣されるのは1、2人で、彼らの多くは額外司員であり、三等参賛官や領事官として3年の任期を務めたに過ぎない。こうした状況は、総理衙門章京1、2人を三等参賛官として派遣していた総理衙門期を髣髴とさせる。在外公館との関係は総理衙門期と何ら変わるところはなかったのである。

外務部は確かに組織・制度のうえで総理衙門とは大きく異なる外観を有する。しかし、その人的構成の面では総理衙門の延長に過ぎなかった。外交人材の養成という点で外務部

が設立当初に行った改革は、たとえば章京の司員化のように、結局のところ体制内制度の改変に終始していたといえよう。

その一方で、体制外の部分には外交人材が養成・蓄積されつつあり、これを取り込み、その養成・登用を「制度化」する必要もまた意識されていた。

駐露公使の楊儒は、1901年の上奏文の中で、総理衙門および在外公館員の実官化を求めている。楊儒はそこで人材の採用・養成・昇進制度といった、外交専門官養成の具体的な制度を論じている。つまり、優秀で漢文・外国語の双方に通じている二十歳前後の青年を選抜し、総理衙門で国際法などを学ばせた後、章京や在外公館員に当てること、国内では章京から堂官まで、在外公館では随員から公使まで累進すること、総理衙門および在外公館員はともに実官とし、人材の異動はこの両者の間に限り、生涯にわたって外交職に従事し続けるものとする、などが述べられている。楊儒がこのような提言を行った背景には、人材の登用を推薦に頼っている限り、せっかくの人材が任用されず、逆に声望だけで外交の素人が登用される弊害があり、それが外国人の中国軽視を招いているとの危機感がある。つまり、西洋の外交官試験にならない、国際法や外国語に通じた外交人材の登用を「制度化」する必要を感じていたのである⁽³⁰⁾。

同様の提案は袁世凱も行っていた。袁世凱は1901年4月25日付けの上奏の中で、イギリスの外交官制度を参考に、外政担当官が長期に渡り外交に従事するため、昇進制度の整備や総理衙門・在外公館間の人材の相互異動などを求めた⁽³¹⁾。

こうした提案は、在外公館の臨時的洋務機関としての性質を大きく改変するものである。しかし、当時はそれを時期尚早と見なすのが大方の姿勢であった。

ここで先に言及した1902年4月の張・劉・袁による三者連名の上奏を再度取り上げたい。先行研究では、この上奏を袁世凱の上奏と見なし、その画期性や影響力を重視している。確かに、この上奏は前年4月のイギリスの外交官制度に倣うべきとの袁世凱の主張と連続したものであり、この三者連名の上奏も袁世凱の提起にかかる。しかし、実際には袁世凱の原案に対し、張之洞・劉坤一による改訂が加えられ、劉坤一によって上奏が行われていた。『張之洞全集』所収の電牘よりその具体的な改訂内容が窺えるが、そこでは、在外公館と外務部との間での人材の相互異動を求めた袁世凱の提案に対し、張・劉は人材の異動を在外公館・外務部の間に限る必要はないとし、京外各官や遊学・留学経験者を上官より推薦させるとの文章が加えられた⁽³²⁾。先に見たように、外務部が受け入れたのは、実はこの改訂部分の提案である。

張之洞と劉坤一による改訂は、広く人材を集めるためではある。だが、在外公館員の中には任用に堪える人材が少ないという、彼らの在外公館員に対する評価の低さが大きな要

因となっている。一方、袁世凱の原案には、楊儒の意見と同様、外務部と在外公館の間に人事異動を限定することで、外交官職の専門性を確保しようとの意図が含まれており、そうした意味で、張・劉による改訂は、これを相変わらず洋務的なものに引き戻すものであった。外務部の回答に至っては言うまでもないだろう。つまり、袁世凱の原案が有していた革新的部分は、張・劉の改訂によって弱められ、外務部の回答に至っては、一顧だにされていなかったのである。

以上のように、外務部には総理衙門との連続面が多く、特に在外公館との関係においてそうした側面は顕著であった。中央の総理衙門は外務部へと改組されたが、在外公館や外交人材の登用は、洋務期そのままであった。しかし、中国を取り巻く国際環境の変化は、こうした外交人材の登用や在外公館のあり方に変更を迫ることとなる。

Ⅲ 日露戦争後の人事制度改革（1906～1907年）

日露戦争の勃発と日本の勝利は、清朝中国に強烈な衝撃を与え、自らの置かれた国際環境と改革の必要性への認識の深化は、立憲政体採用に端的に示される、中国の政治制度の大転換を促した。外務部の人事制度改革もこうした時代状況の中で実施された。

1906年から1907年にかけての人事制度改革の要点は二つ、外務部に研修機関の「儲才館」が設置されたことと、公使以下の在外公館員が実官となったことである。先行研究はこの二つの措置の関連性について次のように理解する。儲才館で帰国留学生に外交官としての研修を実施し、研修を終えた彼らを外務部司員や在外公館員に充当した、つまり、外務部（中央）において外交人材の登用・養成が一元的に行われ、それにより公使の人事権は制限を受けるようになり、コネ人事の弊害が減って外交官の質が高上した、というものである。こうした理解は、この時期の改革の性格・意義を、改革前後における在外公館員の人的断絶と、中央から在外公館への管理・統制、として捉えている。職業外交官の登場について、儲才館と外務部の人事統制とにその功績を帰しているのである。

しかし、こうした理解は上奏や章程の文字面から導き出されたものにすぎず、改革前後の実態を検討した結果ではない。また、上奏や章程の分析にも不十分な点が見られる。筆者は、この改革が有した本当の意義とは、改革以前からの連続面に、また在外公館から中央への提言・人材の異動という側面にこそ求められるべきと考える。

以下、この時期の改革の経緯と改革後の人事の実態とを説明し、この改革の意義について明らかにする。

1 儲才館の設置と劉式訓の上奏

日露戦争後の国際環境の変化と外交人材の需要増大に対応するため、外務部は1906年より人事制度の改革に着手した。まず、この年3月に外務部司員の採用方法を従来の京官の考試から「奏調」に、つまり候補・候選官を含む京外各官および帰国留学生の推薦を随時受け付けることに改めた⁽³³⁾。帰国留学生を中心とする新式人材の登用は、科举廃止や留学の推奨および取り締まりという当時の趨勢⁽³⁴⁾に従うものだが、この時に外務部で改革が始まったのは、その直前の1906年2月に唐紹儀が外務部右侍郎に任命されたことと無関係ではないだろう。唐紹儀が帰国留学生、特に留米学生の官界進出に重要な役割を果たしたことは様々な事例より知られている。また、『申報』は考試から奏調への改革は袁世凱の意見を取り入れたものだと報じている⁽³⁵⁾。

これより以前、外務部では旧司員の再教育の必要性を感じ、法律など専門学科を教授する学堂の附設が考慮されていたようである⁽³⁶⁾。そうした経緯もあってであろう、外務部に研修施設を設置し、各地より推薦されてくる帰国留学生たちにも試用期間としてそこで研修を受けさせることが計画された。そして、この計画の責任者に任じられたのが張元済であり、彼によってこの研修施設構想は「儲才館」として具体化された。「儲才館」の設置と以後の外交人材の登用について奏請した上奏文も、またそれと同時に上呈された章程二十五カ条も、ともに張元済によって起草されたものである⁽³⁷⁾。そしてそれは、外交人材養成に対する張元済の理念を反映したものであった。

張元済は日清戦争後のいわゆる変法期に総理衙門章京を務めている。この当時、通芸学堂を主宰し外国語を学んでいた張元済は、「その頃、総理衙門章京の中で、些かでも欧文に通じたのは私だけだったのである」と述べ、総理衙門の腐敗ぶりと章京の無能さを批判的に回想している⁽³⁸⁾。こうした経験を背景に、外交人材の養成計画の責任者となった張元済は、まず外国語の出来ない旧司員を全員地方に転出させ、帰国留学生と入れ替えようとした⁽³⁹⁾。張元済にとって、外務部の状況は相変わらず「腐敗」したものだったからである⁽⁴⁰⁾。この旧司員総入れ替えの計画は、旧司員たちの抵抗により、結局その4割は残留させることで調整されたが⁽⁴¹⁾、こうした張元済の外交人事刷新に対する理想は、彼が起草した儲才館章程の内容にも認められる⁽⁴²⁾。

章程では儲才館學員の資格として、①各国在外公館・各省洋務局の人員については、欧米留学経験のある者、もしくは外国語に精通し交渉に通じている者で、若年で精力旺盛な者、②欧米日の大学を卒業した帰国留学生に関しては、政治・法律・商務・理財を専攻した者、を挙げているが⁽⁴³⁾、これは「治標之法」に属し⁽⁴⁴⁾、「治本之法」として外務部より官費留学生を派遣すること⁽⁴⁵⁾、その人選は儲才館提調（つまり張元済）が主管すること

としている⁽⁴⁶⁾。そして、外務部司員をはじめ、在外公館、地方洋務局の人員はすべてこの儲才館から派遣することとされた⁽⁴⁷⁾。これまで現場の対応に委ねられてきた涉外人材の養成・登用を、留学生の人選に始まり、養成から配属まですべて中央で一元的に管理しようという大胆な改革である。そして、その人選を主管するのは張元済であった。

だが、唐紹儀との意見の相違から、張元済は章程の上呈後すぐに北京を離れてしまう⁽⁴⁸⁾。しかし、儲才館の設置は既定のことであり、その學員の召致のため、各在外公館および地方督撫に管轄下の人材を調査・報告することが命じられた。そうした中、駐仏公使の劉式訓から外交専門官の設置を求める上奏が行われたのである。

劉式訓は西洋に倣った外交官制度の確立のため、以下のような提案を行った。①公使：公使は外務部侍郎・丞参および在外公館の参贊官の中から任命を請うこと、三年の任期を廃し、能力に応じて長期の在任を可能にすること、②在外公館員：実官とし、定員を設け昇進制度を定めること、外務部の重要ポストは在外公館の参贊官・領事官経験者を当てること、③「外交生」の設置：中学を修め外国語にも通じた子弟を「外交生」として外務部で登録し、外交官の基礎とする。公使派遣の際に彼らを「随員学生」として帯同し、在外公館で研修を実施、研修期間終了後は外務部司員候補とし、他途への転向を禁じる。外務部司員も参贊官・随員として派遣し、在外公館で研修を受けさせる⁽⁴⁹⁾。

ここで提案されていることは、まさにかつて楊儒や袁世凱が外交専門官の設置のために主張したことであり、さらに西洋の外交官補にならった「外交生」の設置まで計画されている。この上奏に対し、1906年9月24日に上諭が下り、この提案内容を検討して上奏することが外務部に命じられた⁽⁵⁰⁾。ついで、外務部は公使以下の在外公館員を実官とすることなどを奏請し、1907年1月24日付けで裁可された⁽⁵¹⁾。

このように、劉式訓の上奏は、在外公館員を正規の官職とし、専門職としての外交官職が中国の官制上に導入される上で、重要な転機をなすものであった。ではなぜこの時期に劉式訓はこのような上奏を行ったのだろうか。それを明確に記す史料はまだ発見できていないが、本国で進められていた儲才館の設置が影響を与えたと思われる。今一度、張元済と劉式訓の提案を比較し、その関係を考えてみたい。

張元済が起草した上奏では、儲才館に優秀な人材を集め、そこから各機関に人員を配置することは計画されても、在外公館員の位置づけやその昇進制度、外務部との間の人材の相互異動などは全く考慮されていない。在外公館から優秀な人材を儲才館に送るよう命じているが、これは研修機関への派遣であって、同じ外交専門官の間における人事異動ではない。張元済にとって、現任の外務部司員も在外公館員も外交官に必要な学識にかけた人物の集団であり、それを中央から派遣する留学生と入れ替えることが目的であった。しか

し、在外公館も地方洋務局も臨時機関としての性格を改めない限り、中央からの派遣は「差委」、つまり臨時的なものにすぎない。それでは、特定任務のため科挙官僚を中央から派遣していたことと相似たものではないだろうか。もちろん、科挙官僚と帰国留学生では修得してきた学問の内容は違う。しかし、張元済の中では専門職としての外交官職という意識は薄かっただろう。

一方、劉式訓の提案は、専門職としての外交官職を確立するための制度的裏づけを求めたものである。そして、劉式訓のほかにもこの時期に同様の提案を行った人物がいた。駐オーストリア公使の李経邁である。李経邁も1906年秋に在外公館員の実官化、内外人事の相互異動、昇進制度、額外学習人員の設置など、外交専門職の制度化のための提案を外務部に対して行っている。そこでは、こうした提案を行う直接的な要因として、儲才館章程の第18、19、20条、つまり儲才館學員から外務部、在外公館、地方洋務局に人員を派遣するという規定に言及している⁽⁵²⁾。本国で進む儲才館計画に対し、在外公使たちの間では、外交官の専門職化のために真に必要なのは、むしろ在外公館員の実官化といった在外公館の位置づけの改革なのだ、という危機感が生じたのである。それが劉式訓の上奏を促したのであろう。

また、先行研究は儲才館と劉式訓の「外交生」を同列に扱うが、「外交生」は随員学生として在外公館での研修が義務化されており、これは西洋の外交官補の制度に倣ったものである。劉式訓は、外務部の主要ポストには参贊官経験者を当てることや、外務部司員にも在外公館での研修を行わせるよう求めるなど、外交官の経歴として、在外公館での実務経験を重視している。つまり、張元済の人材養成の理念が「学問」を重視するものであるとすれば、劉式訓は外交官としての「実践」や「技術」を重視するものであった。これは、両者の経歴の違いが大きく影響しているのだろう。張元済にすれば、在外公館はコネ人事の素人の集まりだったのだろうが、在外公館は外交人材の養成において一定の役割を果たしていた。劉式訓こそそうして養成された外交官の一人である。そして、この時期の改革が持った意義を考えると、外交官の事業性・専門性を確立する上で真に重要な役割を果たしたのは、むしろ在外公館の方だったのである。

2 改革後の実態

1906年初めに外務部司員の採用方法の変更から始まった外交人事制度改革は、儲才館の設置、劉式訓の上奏を経て、在外公館員の実官化にまで至った。外交官職は一定の任用方法によって採用されるべき正規の官職となったわけだが、この新しい官制のもとで行われた人事の実態はどのようなものだったのか。以下、外務部と在外公館のその後の状況

を説明する。

外務部では、1907年に袁世凱が尚書に就任すると、大胆な人事の刷新が行われた。その際、新たな人材の登用には二通りの形態が見られた。

まず一つ目の形態は、第2章ですでに触れたように、丞・参議に新式人材が起用されたことである。しかもその大半は、外務部司員からの昇進ではなく、留美幼童や同文館出身で、それまで洋務機関あるいは在外公館で実務に当たってきたものたちを、外務部の上層部にいきなり抜擢するものであった。留美幼童についていえば、朱宝奎、梁如浩、梁敦彦であり、同文館出身についていえば、楊枢、周自齊、劉玉麟である。このほか唐紹儀とともにチベット問題に関して対英交渉にあたった張蔭棠や、アメリカ留学から帰国後、国内で洋務に従事していた施肇基も挙げることができる。彼らの多くは唐紹儀と関係があり、またその丞・参議の在任期間は短く、彼らが入れ替わり立ち代わりに任命されているのが大きな特徴である。

先行研究が「正規の官僚制度と私的庇護体系の結合」と評するように、この時期の人事刷新には、唐紹儀を中心とする留米経験者らの私的な人間関係を利用した人材の抜擢、という性格が強い⁽⁵³⁾。特に朱宝奎や梁如浩は一旦外務部に召致されたのち、それぞれ郵電部左侍郎と奉天左参賛に転じており、唐紹儀との関係は顕著である。

ただ、彼らの在任期間が短いには別の理由がある。楊枢や張蔭棠、劉玉麟、施肇基の場合は、丞・参議の身分をもって在外公使を拝命した故の異動であった。丞・参議は「均備出使大臣之選」という1901年の章程の規定が、ここに来てようやく制度として定着したのである。それは、「差使」であった公使の官職が正式の官となったことの具体的な表れであり、外務部官制との一体化は公使の地位の向上を示すものである。さらに、洋務機関で実務を担ってきた人材にこの丞・参議の身分を与え、そのうえで公使として派遣していた。つまり、この時期の丞・参議の官位は、侍郎への昇進階梯としての機能だけでなく、実務家の社会的地位を上昇させるための肩書きとしての機能も果たしていたのである⁽⁵⁴⁾。この時期の丞・参議は人数が多く、在任期間が短くなっているのはこのためである。そして、そのような丞・参議の任命形態は、「外交」や「外交官」の制度化が、体制外的・臨時的な「洋務」が正規の官制へと変化する形で進んだことを示している。

外務部人事刷新の二つ目の形態は、帰国留学生の外務部司員（多くは額外司員）への採用である。彼らの多くは1907年4月に開館した儲才館で数ヶ月の研修を受け、外務部司員に採用された。儲才館の設立当初は、張元済の言うところの「治標之法」として、在外公館員や留学経験者から人材を呼び寄せていたが、帰国留学生の増加と遊学畢業生試験の定着に伴い、その合格者、つまり具体的に言えば法政科の進士や挙人が多数、外務部に配属

されるようになった。『大清摺紳全書』などの史料から筆者が確認する限り、その数は100名余りに上る。「はじめに」で述べたように、従来の研究では、このような儲才館の設立と帰国留学生の外務部への採用をもって、中国における職業外交官登場の画期と看做してきた。確かに、儲才館設立初期に呼び集められた人材の中には、民国でも引き続き外交官として活躍しているものが少なく無い。しかし、その中に在外公館から儲才館に召致された者も多く含まれていることは留意しなければならないだろう。

一方、遊学畢業生試験の定着に伴い大量に外務部に配属された帰国留学生はといえば、実は1912年の外交部設立時に外交総長となった陸徵祥のもと外交部に集められた人員のリスト（『政府公報』第50号、1912年6月19日）からは、そうした帰国留学生で外交部に残されたのは10名程度であり、一方で陸徵祥が在外公館から多くの人員を呼び寄せていたことが分かる。この点については後に改めて述べるとして、大量採用の法政科の進士・挙人に話を戻すと、その後の経歴が詳らかでない者も多いが、外交部に勤務し続けた者の場合、在外公館への派遣は少なく、主に本国において外務官僚としてのキャリアを積んでいる点が特徴的である。また、外交官よりも司法関係など法律の知識を活かせる別の職業に従事する例がまま見られ、特に帰国留学生の大多数を占めていた留日学生にはそうした傾向が強かったと予想される。筆者は先に、帰国留学生の登用を柱とする張元済の儲才館計画を科举制度下の人材登用になぞらえたが、遊学畢業生試験は「新たな科举」と評されるものであり、また外務部に配属された法政科進士・挙人のその後の経歴からも、儲才館計画の持つそうした性格——あるいは限界というべきか——が窺われよう。それは劉式訓の提案した「外交生」の代わりとなるものではなかったのである。

次に在外公館での人事改革の実施状況について見ていこう。

前稿で明らかにしたように、在外公館は1906年以前よりすでに外交人材を養成する機能を果たしていた。だが、それと同時に候補官の収容機関としての性格も有しており、雑多な人員によって構成されていた。このため、外務部は在外公館員の実官化に際し、各国の駐在公使にその管轄下の館員の勤務評価を行わせ、その結果にもとづいて人員の整理を行わせた。つまり、外交官としての適性を外国語や政治・法律などの専門学科の修得を基準として評価させ、合格者は外務部で履歴を照会のうえ各官職に採用し、基準を満たさないものの有能な者に対しては、その試用を認めた⁽⁵⁵⁾。以後、在外公館員には一定の試用期間が設けられ、監督者である公使より適任と認められた後、正式にその官職に就くこととなった⁽⁵⁶⁾。

このような措置により、保挙めあての外交の素人は淘汰され、在外公館員の能力水準が向上したことは疑いない。だが、ここで重要なのはそうした改革による変容面だけでなく、

改革以前からの連続面である。

筆者は、1876年から1911年までの間に在外公館に勤務した800名以上の経歴を調査した⁽⁵⁷⁾。その結果、1907年以降の在外公館員の中にはそれ以前から在外公館において翻訳官や学生などとして外交官のキャリアを開始していたものが多く含まれることが確認された。そして、そうした外交官の多くは陸徴祥、劉式訓、胡惟徳らのもとの1906～07年の改革以前から在外公館において実務経験を積んでいたこと、さらにその一部は民国期の外交官となったことが明らかとなった。以下にいくつかの具体例を挙げてみよう⁽⁵⁸⁾。

民国時に駐オランダ公使や駐イタリア公使を務めた唐在復と駐スウェーデン公使を務めた戴陳森は、上海広方言館から京師同文館を経て、1899年総理衙門より駐仏公使館に派遣された学生である。1903年、彼らは当時の駐仏公使・孫宝琦によりバリの政治学院に入学させられ⁽⁵⁹⁾、1905年に政治学院を卒業すると駐仏公使館の随員となった。孫宝琦の後任として駐仏公使となった劉式訓の信任を得た彼らは、翻訳官から参贊官に昇進し⁽⁶⁰⁾、民国の外交官となったのである。

駐露公使館では対ロシア専門家が養成されていた。例えば、浙江省帰安県の人で、蘇省大学堂の仏文学生であった鄭延禧は、1902年に駐露公使となった胡惟徳（浙江帰安人）によりロシアに呼ばれた。胡惟徳は彼を1年間フランスに留学させた後、駐露公使館に呼び戻し、翻訳官に当てた⁽⁶¹⁾。鄭延禧は駐露公使館でキャリアを積み、民国成立後も同館での勤務を続けた。のち国民政府外交部の亞洲司科長や駐黒河総領事を務めている。

清末に駐オランダ公使となり、民国でも駐露公使となった劉鏡人は、広方言館から同文館を経て、1894年に駐英・仏・伊・白公使の龔照瑗に随行して出洋した。1897年に駐露・独・奥・和公使の許景澄の召請を受け、シベリア鉄道問題のためロシアとの交渉にあたるようになる。その後1905年に胡惟徳によって駐露公使館二等参贊官に当てられた⁽⁶²⁾。1908年に帰国し哈爾濱道となるが、胡惟徳の推薦によって公使候補となり、1911年に駐オランダ公使に任じられた。

また、民国に駐メキシコ公使となった岳昭燭は、ロシアに私費留学中の1897年に許景澄によって駐露公使館の「使署学生」に当てられ、仏文翻訳官となった。1902年にシベリア鉄道経由で帰国、端方のもとで通訳を務め、海外政治視察団の三等参贊官としてヨーロッパに滞在中の1906年、駐オランダ公使の陸徴祥により駐オランダ公使館に留め置かれ、万国赤十字会議などの国際会議に随行している⁽⁶³⁾。

彼らの経歴からは、19世紀末より在外公館では私費留学生を公使館に迎えたり、あるいは外国語学生を西洋の学校に入れるなどして、単なる「翻訳学生」とは違う「使署学生」として渉外人材を養成していたこと、そして、20世紀初めに同文館出身の翻訳官から公

使となった胡・劉・陸らが、こうした人材を召致していたことが分かる。さらに、民国外交部の初代外交総長となった陸徵祥のもとで、民国初年にさまざま外交制度改革が実施されたが⁽⁶⁴⁾、胡・劉・陸らのもと在外公館に勤務していた人材の多くがそのまま外交界で活動していたのである。

前述したように、外交部設立にあたり、多くの在外公館員が外交部に呼び寄せられたが、民国初期の外交部の上層部は、その大半が陸徵祥らのもとにいた在外公館員で占められていたのである。これは、外交官の内部において人間関係が重要な意味を持っていたこと、つまりこれも「正規の制度と私的人間関係との結合」といえるかもしれない。しかし、同時にこれは、外交部の重要ポストには在外公館での豊富な実務経験を有するものが充当されるべきだという、陸徵祥らの外交官としての信念の表れでもあるだろう。

このように在外公館に視点をおいてみれば、19世紀末以来の連続性を確認することができる。在外公館においては、外交の現場の現実的な対応として外交人材の養成が進められていた。しかし、それは制度化されたものではなく、在外公館自体が体制外的・臨時的「洋務」機関であり、外交人材の経歴もそうした「洋務」人材としての性格を示している。それが、劉式訓の上奏を発端として在外公館員の実官化が達成され、正規の官制の中に位置づけられたことで、外交人材の専門化に制度的裏づけが与えられたのである。

従来の研究では、外務部期の制度改革を考察するにあたり、専門化・中央集権化という指標に基づき、儲才館による留学生の登用と外務部による在外公館の人事面での管理を重視してきた。

だが、留学生の登用という点でいえば、すでに在外公館では「使署学生」という形でこれを実施していたのである。多くの外交官を生み出した留米学生についていえば、駐米公使館と留学生との関係は1880年代の留美幼童出身者の採用にまで遡る。さらに1903年に駐米公使として赴任した梁誠のもと、増え始めた留米学生の組織化が行われており、義和団賠償金返還金による留学生派遣の交渉を行ったのも梁誠である⁽⁶⁵⁾。在外公館による留学生の管理と登用が進んだ背景には、革命勢力の浸透を防止するためという当時の状況も大きく影響しているだろうが、在外公館を紐帯とした人材の登用が行われていたこともまた疑いのない事実なのである。そもそも民国を代表する外交官である顔惠慶や顧維鈞にしても、その外交界への登場には、在外公館との関係を見捨てることはできない。顔惠慶は駐米公使館での働きが認められ、その時の同僚で、一足先に袁世凱によって外務部に召致されていた周自齊の推薦で外務部に迎えられたが、このことが、後の活躍の契機となったのであり、また周知のとおり顧維鈞は、アメリカ留学中にワシントンの清国公使館で特使としてやってきた唐紹儀に認められ、外交の世界に入ることとなったのである。1906年

から1907年の改革は、こうした在外公館の機能を基礎とした上で実施されたものであり、中央からの統制という方向よりも、むしろ体制外的機関が正規の官制上に位置づけられたという方向から評価する必要があるだろう。

ただし、ここで明らかとなった在外公館の人材養成の機能や人的連続性は、ヨーロッパとアメリカの在外公館には顕著であるが、駐日公使館ではそれほど顕著には認められない⁽⁶⁶⁾。留日学生の場合、むしろ帰国後に法政科進士・挙人（とくに後者）として外務部に採用されるパターンが多く見られた。このようにヨーロッパ、アメリカ、日本の各地域では、人材養成において異なった様態を見せていた。

お わ り に

日露戦争後の中国政治制度は、大きな転換を迎えていた。外交と外交官とは、国際社会と直接関わり、またその職務の特殊性・専門性から、そうした近代的制度改革のさきがけをなすものとして、先行研究では評価されてきた。確かに、外交官にはそうした特殊性が伴うだろう。

だが、清朝中国では外交は「洋務」の一部であり、国家の代表機関である在外公館もそうした「洋務」機関としての性質を帯びていた。太平天国以降、「洋務」をはじめとする社会の変化に対応したのは、幕友制度のような体制外制度と「局」「所」などの臨時的機関であり、こうした部分の存在を基礎として光緒新政期やそれ以降の制度改革、あるいは中央と地方、国家と社会の関係性を考えなければならない。そしてそれは、「洋務」の一部として始まった外交についても同じである。外務部の人事制度改革は、在外公館が有していた性格・機能を基礎として実施され、またそれ故に「洋務」機関に伴う弊害・限界もこの新しい外交官制度に引き継がれることとなった。一連の改革を通じて外交官たちの能力水準は向上しただろうが、外交官試験のような制度が未確立であり、外交官の登用や昇進は公使の評価に基づいていたことから、外交官たちの間で同郷関係や同窓関係といった人間関係が大きな作用を持ったと思われる。だが、そうした「洋務」機関的背景は、良くも悪くも清末から民国の過渡的な外交制度を成り立たせたのではないだろうか。外交官たちの多くは、同文館のような外国語学校やミッションスクールに入り、早くから外国語に触れ、欧米留学や在外公館での勤務など、共通した教育背景や経歴を持っており、それに基づいた人間関係が形成されていたわけだが、そうした外交官内部の人間関係こそが、比較的同質な外交官集団の形成を促したのである。外交官試験のような制度の確立が難しい政治状況にあっては、「洋務」機関的背景を持つこの半公半私的な人事こそが、その代わ

りとしての機能を果たしていたと言えるだろう⁽⁶⁷⁾。

外務部の成立とその人事制度改革は、中国に近代的外交制度が確立する上で一つの転機をなすものとして注目され、それ以前との断絶性が強調されてきた。これに対し本稿では、外政機関の地方洋務機関との共通性・類似性に着目し、時代の変化に応じて拡大したこのような体制外制度が、正規の官制へと変貌し、近代の行政機構の一部として定置されていく過程の一環として、この人事制度改革を捉えなおした。そのような視点に立ったことで、この人事制度改革において在外公館が果たした重要な役割と、19世紀以来の中国外交の制度的、また人的連続性が明らかになった。

では、本稿で明らかにした在外公館の位置づけや、それを通じて見えてきた連続性は、中国近代外交史の研究にどのような新たな視点を提示することができるだろうか。現在の見通しを述べて、本稿の結びにかえたい。

外務部期を対象とした研究は、外務部の組織・制度面に研究成果が集中してきた。近年、清末から民国期までの外交を通時的に捉えようとする試みがなされ、その中で外務部期は伝統的外交と近代的外交の結節点として注目されている。それはたとえば、清末から民国の外交を、「修約外交」という観点やハーグ平和会議のような国際会議への関与から通時的に捉えるもの⁽⁶⁸⁾であり、また外務部期から民国初期の外交官たちの活動を、「文明国化」という彼らの目標に焦点をあて、その共通性・連続性を描くものである⁽⁶⁹⁾。これらの研究では、中国の西洋国際社会への参入過程において陸徵祥ら外交官たちが果たした役割と、その活動の背景をなす彼らの国際情勢および中国の国際的地位に対する理解とが考察の中心となっている。

西洋国際関係およびその外交制度の受容という点で、在外公館は19世紀以来、重要な役割を果たしてきた⁽⁷⁰⁾。特に薛福成は国際法を積極的に利用した外交を展開し、西洋国際社会における中国の地位の向上を目指した。彼のこうした外交活動の背景には、英露対立という世界情勢および中国がその国際社会で占める立場に対する深い認識があった。そして、この薛福成のもとには胡惟徳ら外務部期の外交官が翻訳官や随員として活動していた。19世紀の外交や国際組織の中心はヨーロッパであり、本稿で明らかにした在外公館員の人的連続性も、特にヨーロッパ駐在の在外公館員たちの間に顕著であった。ヨーロッパ駐在の在外公館員における人的連続性は、彼らの外交観や国際認識の面での連続性にもつながったのか。こうした問いかけも可能ではないだろうか。

また日清戦争、義和団事件、そして日露戦争という衝撃は、彼らの外交観・国際認識に大きな影響を与えた。特に日露戦争とその後の国際情勢の変化は、胡惟徳や陸徵祥、劉式訓らが外交官として頭角をあらわす契機となっており、また本稿で検討した制度改革の背

景でもある。この時期の在外公館は、立憲制採用を含め、さまざまな提言を中国本国に行っている。国際社会と中国社会の接点に位置する在外公館が、その両者それぞれとの間にいかなる相互作用を有したのか、こうした研究はまだ始まったばかりである。在外公館の位置づけを明確にした本稿は、そうした研究の基礎となるものである。

さらに、日露戦争後の国際社会と在外公館との関係を考える時、外交人材の養成・登用方法において、ヨーロッパ、アメリカ、日本ではそれぞれ異なった様式が形成されていたことは興味深い。日露戦争前後、中国をめぐる国際環境も国際社会の構図も大きく変容した。東アジア国際政治におけるアメリカと日本の台頭である。日露戦争後の改革を通じて形成された中国外交官の制度的、人事的特徴が、中国の対ヨーロッパ、対アメリカ、対日本それぞれの外交関係とどのような関係を有するのか、このような視点も設定できるのではないかと考えている。

註

- (1) 関曉紅「從幕府到職官：清季外官制改革中的幕職分科治事」『歴史研究』2006-5、2006年。
- (2) 王立誠「外交家の誕生：顧維鈞与近代中国外交官文化的變遷」（金光耀主編『顧維鈞与中国外交』、上海：上海古籍出版社、2001年）、352ページ。
- (3) 外務部の組織・制度に関する先行研究としては以下を参照：陳体強『中国外交行政』（重慶：商務印書館、1945年）、王立誠『中国近代外交制度史』（蘭州：甘肅人民出版社、1991年）、高超群「外務部的設立及外交制度的改革」（王曉秋・尚小明主編『戊戌維新与清末新政』、北京：北京大学出版会、1998年）、唐啓華「陸徵祥与辛亥革命」（中国史学会編『辛亥革命与二十世纪中国』、北京：中央文献出版社、2002年）、川島真『中国近代外交の形成』、名古屋：名古屋大学出版会、2004年）、蔡振豊「晚清外務部之研究」（台湾国立中興大学碩士論文、2005年）など。
- (4) 箱田恵子「科举社会における外交人材の育成—在外公館の設立から日清戦争まで—」（京都大学文学研究科21世紀COE計画「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」第四回報告書、2006年）、同「在外公館の伝統と近代—洋務時期の在外公館とその人材」（岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』、東京：東京大学出版会、2009年）。
- (5) 唐啓華前掲論文。
- (6) 劉式訓の経歴は以下を参照：泰国經主編『清代官員履歷檔案全編』（上海：華東師範大学出版社、1997年）第8冊、329～330ページ、蘇精『清季同文館及其師生』（台北：自費出版、1985年）、199～202ページ。
- (7) 清末の清国公使館・領事館の設置状況および公使・領事の任命状況については、中国第一歴史檔案館・福建師範大学歴史系合編『清季中外使領年表』（北京：中華書局、1985年）を参照。
- (8) 川島真前掲書、115ページ。
- (9) 前掲拙稿参照。また、この時期の在外公館の人的構成については、箱田恵子編「清末公使館員表（1876～1894）」（平成17～19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果

- 報告書)『中国近代外交史の基礎的研究—19世紀後半における出使日記の精査を中心として』、研究代表：岡本隆司、2008年、第四章)を参照。
- (10) 王立誠前掲論文、345ページ。
- (11) 遊歴官派遣を要請した謝祖源や、翰林院庶吉士および総理衙門章京を参贊官として派遣するよう求めた洪鈞の提案がその典型である。佐々木揚「1880年代末における清朝遊歴官の外国事情調査」(同『清末中国における日本観と西洋観』、東京：東京大学出版会、2000年、第3章)、前掲拙稿「科举社会における外交人材の育成—在外公館の設立から日清戦争まで—」、「洪鈞使欧奏稿」(中国社会科学院近代史研究所編、『近代史資料』68号、1988年)参照。
- (12) 薛福成「強鄰環伺謹陳愚計疏」『庸盦海外文編』卷二、頁一七。
- (13) 羅光『陸徵祥伝』(台北：商務印書館、1967年)、石建国『陸徵祥伝』(石家荘：河北人民出版社、1999年)。
- (14) もちろん、すぐに外国語が公使の必須条件となったわけではないが、伍廷芳と羅光禄の公使任命を一つの転機と捉える言説は、その当時よりしばしば見られる。張雲樵『伍廷芳与清末政治改革』(台北：聯経出版、1987年)、228ページ参照。
- (15) 『徳宗実録』卷四八四、光緒二十七年六月初九日(1901.7.24)上諭。
- (16) 高超群前掲論文、205～206ページ、川島真「外務の形成——清朝外務部の成立過程」(岡本・川島編前掲書所収)参照。
- (17) このほかに司務庁を設けて司務二人を置き、また俄、徳、法、英、日本の五股を設けてそれぞれ翻訳官三人を置き、翻訳事務に当たさせた。『清季外交史料』卷一四八、「政務処大臣奕劻等奏遵議外務部應設司員額缺俸給章程摺」附「遵擬外務部額缺養廉各項章程單」、光緒二十七年六月二十九日(1901.8.13)付、頁二七～二九参照。
- (18) 王立誠前掲書、195～196ページ参照。なお、1901年の外務部の章程には「左右丞缺、以左右參議開列、奏請簡放、左右參議缺、先儘郎中、次用員外郎、由堂官保送引見、請旨録用、均備出使大臣之選。偶有該部侍郎缺出、先儘左右丞開列。」と規定されている。前註史料「遵擬外務部額缺養廉各項章程單」、頁二七参照。
- (19) 薛福成『庸盦海外文編』卷二、「保薦使才疏」甲午、頁三七。
- (20) たとえば王立誠はこの昇進ルートの整備をもって「司員を励まして外務部の事務に専念させ、彼らが職業外交官となることに有益であったことは疑いない」とまで述べている。王立誠前掲書、196ページ参照。また、この丞・參議の設置は、1906年の中央官制改革によって他の官庁にも一律に導入された。この丞・參議の設置をはじめ、中央官制改革において外務部の組織・制度が他部のモデルとなっており、外務部の設立は新政の先駆けとしても評価されている。高超群前掲論文、208ページ参照。
- (21) 『申報』光緒二十七年十二月初十日(1902.1.19)「京師外務部各官銜名單」。これと同じ司員のリストは台湾国立故宮博物院所蔵の以下の史料でも確認できる：軍機處檔摺、光緒二十七年十一月十六日奕劻奏「奏為揀員以補各司缺由・附件」。
- (22) この1例とは顧肇新のことで、総理衙門章京から1901年に外務部右丞、1903年5月に外務部右侍郎となるが、1904年1月に商部右侍郎に転じている。顧肇新は張蔭桓の訪英や那桐の訪日に参贊官として随行した経験があり、このため侍郎への任命が可能であったのだろう。
- (23) なお総理衙門章京には、宗室はじめ多数の旗人が選ばれていたが、それは総理衙門章京

の延長上である外務部司員に関しても同様である。

- (24) 高超群前掲論文、212ページ。
- (25) 前註17「遵擬外務部額缺養廉各項章程單」、頁二七。
- (26) 『大清光緒新法令』光緒二十七年十一月十九日（1901.12.29）付「外務部奏酌擬外務部改設事宜摺」、頁一三～一四。
- (27) 『劉忠誠公遺集』奏疏卷三六、光緒二十八年三月初八日（1902.4.15）「變通外部及出使人員章程摺」、頁四九～五〇。
- (28) 『光緒朝東華錄』光緒二十八年六月初九日（1902.7.13）、総4889～4890ページ。
- (29) 汪大燮は1905年に外務部左参議から駐英公使に、雷補同は1907年に外務部右丞から駐オーストリア公使に任命された。
- (30) 「楊儒變法条議」（光緒二十七年正月二十九日）の第五策「重使務」の第一條「儲才」・第二條「修訂出使章程」参照。なお、この上奏は「使俄楊儒奏請變通成法補救時艱謹擬六策摺」として『清季外交史料』卷一四九に収めるが、節略が多い。中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯組編の『楊儒庚辛存稿』（北京：中国社会科学出版社、1980年）は中国社会科学院近代史研究所所蔵の「工部侍郎楊儒變法条議」鈔本によりこの不足を補うが、日付を「光緒二十六年七月初一日」とする。この上奏は光緒二十六年十二月の上諭（變法預約の詔）を受けてなされているので、二十六年七月初一日は間違いであろう。一方、中央研究院近代史研究所檔案館の外交檔案は、この「条議」の「重使務」部分を収録しており、日付は「正月二十九日」となっている（外交檔案02-14-14-2「各項条陳」）。ただし、中央研究院近代史研究所檔案館は「光緒二十八年」のなかにこれを分類しているが、二十八年正月二十九日の時点では、楊儒はすでに病死しており、内容からしても、光緒二十七年正月二十九日（1901.3.19）が妥当と思われる。
- (31) 『袁世凱奏議』卷九、光緒二十七年三月初七日（1901.4.25）「遵旨敬抒管見上備甄摺」（天津図書館・天津社会科学院歴史研究所編、天津：天津古籍出版社、1987年、273～274ページ）。
- (32) 『張之洞全集』卷二四九、電牘八〇、光緒二十八年二月十四日（1902.3.23）午刻發「致保定袁制台、江寧劉制台」、8750～8751ページ、同書、光緒二十八年二月二十七日（1902.4.5）丑刻發「致保定袁制台、江寧劉制台」、8761～8762ページ。
- (33) 『德宗実録』卷五五六、光緒三十二年二月二十一日（1906.3.15）付「外務部奏」、『光緒朝東華錄』、総5492ページ、『順天時報』光緒三十二年二月二十八日（1906.3.22）、「外部司員為奏調」。
- (34) 1904年に張之洞が朝廷の命に従って制定した「約束遊学生章程」が、留学生の帰国後の官吏への特別任用を規定する一方、これを交換条件に日本政府による留学生の政治活動の取り締まりを要請したことに端的に示されるように、清朝政府にとって留学生の登用は、近代化に必要な人材を集めるためであると同時に、急進化する彼らの革命運動参加を防ぐ方途でもあった。
- (35) 『申報』光緒三十二年四月初七日（1906.4.30）、「外部司員改考試為奏調之原因」。
- (36) 『順天時報』光緒三十一年十二月十三日（1906.1.7）、「外部議設法律学堂」。張元濟の「条陳外交学堂事宜説帖」からも、学堂附設の目的として旧司員の再教育も考慮されていたことが窺える。『張元濟詩文』（北京：商務印書館、1986年）、140～141ページ参照。
- (37) 光緒三十二年閏四月二十二日（1906.6.13）付の上奏文については、以下の史料を参照：『光

- 緒朝東華録』、総5531～5532ページ、『張元濟詩文』「代外務部擬辦理儲才館事宜奏摺」、149～151ページ、『東方雜誌』第3巻第8期「外務部奏陳調用人員辦法並設置儲才館摺片」。また張元濟の章程案は『張元濟詩文』所収の「草擬儲才館暫行章程」（144～148ページ）より確認できるが、『申報』光緒三十二年五月二十七日（1906.7.18）掲載の「外部儲才館章程」では原案の第6条が削除されているなど若干の改訂がなされている。
- (38) 『張元濟詩文』「戊戌政變的回憶」、小野信爾訳「戊戌政變的回憶」（『東洋史研究』第17巻第3号、1958年）。
- (39) 『申報』光緒三十二年四月二十八日（1906.5.21）「本館接到張元濟条陳用熟諳洋文語言各員為外交官電」、『張元濟詩文』「条陳外務部事宜稿」、142～143ページ。なお、同条陳は『申報』にも掲載されている。『申報』光緒三十二年閏四月初十日（1906.6.1）「張元濟条陳外部事宜」。
- (40) 『張元濟詩文』「条陳外務部事宜稿」、143ページ。
- (41) 『申報』光緒三十二年閏四月初十日（1906.6.1）「外部司員請變通張部郎条陳」、『順天時報』光緒三十二年閏四月十九日（1906.6.10）「外部司員之去留」。『申報』掲載の「外部儲才館章程」第18条にも旧司員の四割残留が明記されている。
- (42) 『張元濟詩文』「草擬儲才館暫行章程」、144～148ページ。
- (43) 「草擬儲才館暫行章程」第8条、第9条（『申報』掲載のものでは第7条、第8条）。
- (44) 「条陳外交学堂事宜說帖」、140～141ページ。
- (45) 「草擬儲才館暫行章程」第10条、第11条、および「条陳外交学堂事宜說帖」、前註37史料「外務部奏陳調用人員辦法並設立儲才館片」。
- (46) 「草擬儲才館暫行章程」第13条。
- (47) 「草擬儲才館暫行章程」第19、20、21条。
- (48) 張樹年主編『張元濟年譜』（北京：商務印書館、1991年）、59ページ。また張元濟が林紹年に宛てた書簡には「外部積弊甚深、欲大加整頓、堂憲恐無此魄力。去春上書邸堂疏通、舊有人員雖蒙嘉納、而至今未能實行。儲才館調員之始、復有阻力、風聲所播、羅致愈難逆料。賢者必不肯來、而來者志在利祿、所謂國家思想渺無所知。」と述べている。張樹年・張人鳳編『張元濟書札』（北京：商務印書館、1997年）、764ページ参照。
- (49) 『東方雜誌』第3巻第10期「出使法国大臣劉式訓奏条陳出使事宜擬請變通章程摺」、115～117ページ。
- (50) 『德宗實録』巻563、光緒三十二年八月初七日（1906.9.24）。
- (51) 『光緒朝東華録』、総5634～5635ページ。なお、『光緒朝東華録』は裁可の日付を「光緒三十三年正月十七日（1907年3月1日）」とするが、『德宗實録』ほかの史料より「光緒三十二年十二月十一日（1907年1月24日）」とする。
- (52) 台湾中央研究院近代史研究所檔案館・外交檔案02-12-33-1「李經邁使奧」、光緒三十二年九月十一日（1906.10.29）収使奧李大臣函。なお、この時期海外に駐在する公使達の間では、日露戦争への対応や立憲制導入を中心とする制度改革などに関し、相互に連絡を取り合い、連名で提言を行うこともしばしば見られた。劉式訓の上奏も彼個人の意見というより、むしろ当時の在外公館全体に共通した意見を反映したものと考えるのが妥当であろう。
- (53) こうした人間関係に基づく拔擢として、先行研究はこのほかに顔惠慶や鍾文耀、刁作謙等を挙げている。王立誠前掲論文、352ページ参照。
- (54) たとえば楊枢の参議任命について蘇精は、各国に派遣される出使大臣のポストが二品の

実官とされたが、楊枢の官秩はそれに及ばなかったため、外務部参議に任命したうえで公使として派遣したと説明している。蘇精前掲書、213～220ページ参照。

(55) 前註51史料。

(56) 1909年には参贊官以下の在外公館員の任用基準が章程に規定された。『大清宣統新法令』第6冊、宣統元年五月「外務部奏定出使章程十四条」参照。

(57) 在外公館員および外務部司員の経歴調査にあたり参照した主な文献は以下の通り：『清季官員履歴檔案全編』、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の外交檔案02-12「出使設領」、支那研究会編『最新支那官紳録』（初版：富山房、1918年、復刻：日本図書センター、1999年）、徐友春主編『民国人物大辞典』（石家荘：河北人民出版社、1991年）。

(58) 以下に挙げる唐在復、戴陳森、鄭延禧、劉鏡人、岳昭燭の略歴は『最新支那官紳録』や『民国人物大辞典』などを参照。

(59) 外交檔案02-12-21-3「孫宝琦使法」光緒二十九年三月初十日（1903.4.7）出使大臣孫宝琦信。

(60) 外交檔案02-12-23-2「劉式訓使法」光緒三十二年五月十八日（1906.7.9）收使法劉大臣文。

(61) 外交檔案02-12-06-04「胡惟德使俄」光緒三十三年六月初九日（1907.7.18）收使俄胡大臣文。なお、史料の原文は「蘇省大学堂法文学生」であるが、これは蘇州省城大学堂のことと思われる。朱有瓚主編『中国近代学制史料』第1輯下冊（上海：華東師範大学出版社、1986年）、454ページ参照。

(62) 同上史料。

(63) 外交檔案02-12-25-03「陸徵祥、錢恂使和」光緒三十三年十二月二十三日（1908.1.26）收使和大臣陸文。

(64) 張齊頤「中国「職業外交官」的崛起与確立——北京政府外交部人事的研究（1912—1928）」『中興史学』第7号、2001年、馮青「陸徵祥と民初の外政機構改革（1912～16）」『史艸』第43号、2002年参照。

(65) 羅香林『梁誠的出使美国』（香港：香港大学亞洲研究中心、1977年）。

(66) 駐日公使館でも、日清戦争以前においては、公使館に附設された東文学堂において日本語の翻訳官が養成され、彼らの駐在期間は長期に互った。王宝平『清代中日学術交流の研究』（東京：汲古書院、2005年）、同「陶大均および甲午戦争以前に在日した日本語通訳たち」（陶徳民・藤田高夫編『近代日中関係人物史研究の新しい地平』、東京：雄松堂出版、2008年）参照。しかし、外務部期にはそのような状況も見られなくなる。なお、1909年に当時駐日公使であった胡惟徳は、駐日公使館の使署学生の廃止を建議して、「査使館向設學生十名、現擬此後遇有空缺、即停止不補。蓋當年設此學額原為培植譯才起見、今者留學日多、無藉乎此。且各生平時既不至使館辦事、學成後又皆別謀出路、與創設此項學生初意已不相符。」と述べている（劉俊整理「駐俄日公使胡惟徳往来電報」『近代史資料』、第99号、102ページ）。欧米とは異なる日本留学の状況や、そもそも外交の中心がヨーロッパであったことなど、駐日公使館で専門外交官の養成が進まなかった原因についていくつかの推測が可能であるが、その背後には中国と日本の両国関係が、結局のところ狭義の「外交」以外のところで展開していたという根本的な問題が隠れているように思われる。この点については今後さらなる検討を加えたい。

(67) 近代中国の外政機関として、外務部、在外公館とともに地方交渉機関も重要な役割を果たしていた。日露戦争後には外務部から「交渉使」が各省に派遣されるようになり、外交

権の中央集権化として重視されている。「交渉使」派遣も洋務期との連続面を考えなければならぬが、より複雑な背景を持つので、今後の課題としたい。

- (68) 唐啓華「清季官方修約観念与实践之研究」(『国立政治大学歴史学報』第26期、2006年)、同「清末民初中国对「海牙保和会」之参与(1899-1917)」(『国立政治大学歴史学報』第23期、2005年)参照。
- (69) 川島真前掲書参照。
- (70) 清末の「出洋日記」を題材として個人の西洋観や世界観を論じたものは、枚挙にいとまないが、在外公館の機関としての性格とその果たした役割を論じたものとして、楊易「晚清外交官与戊戌維新運動」(王曉秋・尚小明主編前掲書所収)、郭双林「晚清駐外使領与維新運動」(王曉秋主編『戊戌維新与近代中国的改革』、北京:社会科学文献出版社、2000年)、岡本隆司「清末の在外公館と出使日記」(前註9報告書所収)を参照。